

さいたま市都市利便増進協定の認定に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市における都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第74条第1項の規定による都市利便増進協定（以下「協定」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第74条第1項の規定による認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、都市利便増進協定認定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 協定書の写し
- (2) 協定締結の理由を記載した書面
- (3) 協定の位置及び区域を示す図面
- (4) 申請者が協定の認定申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書面）
- (6) 土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

第3条 法第76条第1項の規定による変更の認定を受けようとする者は、都市利便増進協定変更認定申請書（様式第2号）市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 協定書（変更後）の写し
- (2) 協定変更の理由を記載した書面
- (3) 協定の位置及び区域を示す図面
- (4) 申請者が協定変更の認定申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書面）
- (6) （変更に係る部分の）土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(認定の基準等)

第4条 市長は、第2条第1項又は前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、協定が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第75条又は法76条の規定により、当該申請に係る協定を認定することができる。

- (1) 土地所有者等の相当部分が協定に参加していること。

- (2) 法第118条第1項の規定による指定を受けた都市再生推進法人が協定に参加していること。
 - (3) 協定において定める法第74条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、法第46条第25項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。
 - (4) 協定において定める法第74条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。
 - (5) 協定の内容が法令に違反するものでないこと。
 - (6) 協定締結者が、次のいずれにも該当すること。
 - (ア) さいたま市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと。
 - (イ) 暴力団の構成員又は暴力団と密接な関係を有する者が所属していないこと。
- 2 市長は、協定を認定した場合は、都市利便増進協定認定通知書(様式第3号)又は都市利便増進協定変更認定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

- 第5条 市長は、法第77条の規定により、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による認定を取り消すことができる。
- (1) 認定した協定の内容が前条第1項各号に掲げる基準に適合しなくなると認めるとき。
 - (2) 認定した協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。
 - (3) 協定締結者が、第2条第1項又は第3条第1項の申請をしたときに前条第1項第5号に該当していなかったことが判明したとき。
- 2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定により聴聞を行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 6月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（あて先）さいたま市長

住 所

申請者 氏 名

電 話

都市利便増進協定認定申請書

都市再生特別措置法第74条の規定により、都市利便増進協定の認定について関係図書を添えて申請します。

記

1. 協定の名称
2. 対象とする区域の地名及び地番
3. 対象とする都市利便増進施設の種類
4. 有効期間
5. 特記事項

（注1） 協定締結者が、次のいずれかに該当するときは指定いたしません。

（1）さいたま市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるとき。

（2）暴力団の構成員及び暴力団と密接な関係を有する者が所属しているとき。

（注2） 上記事由を確認する必要がある場合には、申請に係る情報を埼玉県警察本部に照会することがあります。

（注3） 氏名の記載を自署で行わない場合は、記名押印してください。

年 月 日

（あて先）さいたま市長

住 所

申請者 氏 名

電 話

都市利便増進協定変更認定申請書

都市再生特別措置法第76条第1項の規定による都市利便増進協定の変更の認定について、関係図書を添えて申請します。

記

1. 認定年月日及び認定番号
2. 協定の名称
3. 対象とする区域の地名及び地番
4. 対象とする都市利便増進施設の種類
5. 変更の内容
6. 有効期間
7. 特記事項

（注1） 協定締結者が、次のいずれかに該当するときは指定いたしません。

（1）さいたま市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるとき。

（2）暴力団の構成員及び暴力団と密接な関係を有する者が所属しているとき。

（注2） 上記事由を確認する必要がある場合には、申請に係る情報を埼玉県警察本部に照会することがあります。

（注3） 氏名の記載を自署で行わない場合は、記名押印してください。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

印

都市利便増進協定認定通知書

都市再生特別措置法第75条の規定により、 年 月 日付けにて申請のあった都市利便増進協定を認定したので通知します。

都市再生特別措置法をはじめとする法令等を遵守するとともに、本協定に基づき都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を適切に行ってください。

記

1. 協定の名称
2. 対象とする区域の地名及び地番
3. 対象とする都市利便増進施設の種類
4. 有効期間
5. 特記事項

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

印

都市利便増進協定変更認定通知書

都市再生特別措置法第76条第1項の規定により、年 月 日付けにて申請のあった都市利便増進協定の変更を認定したので通知します。

都市再生特別措置法をはじめとする法令等を遵守するとともに、本協定に基づき都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を適切に行ってください。

記

1. 認定年月日及び認定番号
2. 協定の名称
3. 対象とする区域の地名及び地番
4. 対象とする都市利便増進施設の種類
5. 変更の内容
6. 有効期間
7. 特記事項